

総務課長
認 印



第7回（臨時）沖縄県教育委員会

- 1 日時 平成21年3月31日 15時00分～15時35分
- 2 場所 教育庁第一会議室
- 3 出席者

委員

比嘉 委員（委員長）
鎌田 委員
東 委員
安次嶺 委員
中野 委員
仲村 委員（教育長）

（欠席委員）

教育庁

統括監等

教育管理統括監、参事

課長及び
班長等

総務課長 財務課長 施設課技術調整監 福利課長
県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長
生涯学習振興課長 文化課長 全国高校総体推進課長

職務のため
出席した者

（事務局）
総務課副参事兼総務班班長
総務班主任

- 4 傍聴した者

記者 1 人

平成21年第7回(臨時)県教育委員会会議

開会 (15:00)

委員長	<p>それでは、只今から平成21年第7回臨時県教育委員会会議を開催します。</p> <p>はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に前回会議録の承認を行います。東委員お願いします。</p>
東委員	<p>正確に記載されております。</p>
委員長	<p>正確に記載されているということですが、承認してよいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>承認します。</p> <p>今回会議録署名人は、安次嶺委員にお願いします。</p>
安次嶺委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>次に教育長報告を行います。</p>
教育長	<p>今回、報告事項はございません。</p>
委員長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題は、議案が7件となっております。なお、議案第6号及び7号は人事案件でありますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案について説明)</p>
委員長	<p>時間の変更以外は、文言の細かな修正ですね。</p>
総務課長	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、この通り決定してよいでしょうか。</p>

各委員	はい。
委員長	それでは、このとおり決定します。 次に議案第2号の説明をお願いします。
県立課長	(議案について説明)
委員長	ご質疑ございませんか。 (しばし間があり) それでは、このとおり決定してよいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、このとおり決定します。 次に議案第3号の説明をお願いします。
県立課長	(議案について説明)
委員長	それでは、ご質疑はございませんか。 (しばし間があり) ないようですので、このとおり決定してよいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、このとおり決定します。 次に議案第4号ですが、議案第5号と関連がありますので、一括して説明をお願いします。
義務課長	(議案について説明)
委員長	では、ご質疑はございますか。
鎌田委員	資料56ページの「制定の経緯及び必要性」で、「新たに都道府県教育委員会で定めることとされている事項」とあるが、具体的にはどういうことですか。
義務課長	例えば、47ページの第6条をご覧ください。第4条から第7条は、免除対象者の指定についての条文ですが、第6条で、「県教育委員会が指定する表彰」とあり、この表彰を受けた人は免除対象であるということですが、この表彰というのは各都道府県によって、表彰等の名称が替わりますので、第6条第2号に「沖縄県教育関係職員表彰規程」という沖縄県独自の名称がつかわれています。そういったところが、他の都道府県と異なる点です。
委員長	基本的には文科省の方針に準じているのですか。

義務課長	はい。ほぼ各都道府県同様の内容となっておりますが、このように特別にその都道府県で制定している規程や規則等で特別な名称がある場合には、それが使用されているということです。
委員長	よろしいですか。
鎌田委員	はい。
委員長	議案第5号でなにかご質疑ございますか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、このとおり決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分なので省略します)